

新型コロナウイルス 子どもに関するQ&A（大人向け）

もくじ

- 1 子どもの学び（学校分野）
- 2 子どもの安心・安全（児童福祉分野）
- 3 子どもと暮らし・お金（日々の生活）

1 子どもの学び（学校分野）

1-1

Q 学校の休校が長引いたので、学力が落ちてしまったのではないかと心配です。家庭の中で、どのように学習を進めればよいですか。公的な支援はありますか。

A 他県ですが、熊本市ではオンライン授業がスタートし、都内でも、現在、各市区町村で様々な取り組み・検討が進んでいます。

また、国や自治体のサイト上には、家庭学習の支援に向けた様々な学習素材が提供されています。代表的なものとして、文部科学省の「子どもの学びの応援サイト」、東京都の「ベーシック・ドリル」、また、経済産業省が様々な「EdTech」（=Education（教育）とTechnology（技術）を組み合わせた造語）の取り組みを紹介する「学びを止めない未来の教室」などがあります。NHKも、サイト上で、無料の動画教材を配信しています。インターネットに接続できる環境があれば、国、地方公共団体の家庭学習のためのコンテンツを利用して家庭学習をすることが考えられます。

◎文部科学省「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

◎東京都「東京ベーシック・ドリル」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_basics_drill/

東京都が作成している家庭学習用の問題集。單元ごとに問題が整理されており、基本的な事項について家庭学習をすすめることができます。

※東京ベーシック・ドリルの概要と使い方

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_basics_drill/files/about/gaiyou_tsukaikata.pdf

◎経済産業省「未来の教室」

<https://www.learning-innovation.go.jp/>

◎NHK for School

<https://www.nhk.or.jp/school/>

◎文部科学省：新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言

https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

1-2

Q 休校中、一部の学校ではオンライン授業が行われていましたが、我が家にはパソコンなどの端末もなく、通信環境も整備されていません。今後またオンライン授業が行われる場合に、学校の勉強についていけなくなるのではないかと心配です。

A 自治体や民間団体でWi-Fiとデバイスの無償貸与を行っているところもあります。

◎認定 NPO 法人カタリバ

<https://katariba.online/kikkake>

「コロナ禍でより一層お困りの生活困窮世帯のお子さんを支援すべく、小学生～高校生の子どもたちに『パソコンとWi-Fiの無償貸与』と『オンラインの学習や居場所支援』を実施しております。詳細・申し込みについてはHPよりお願いいたします。」

1-3

Q 親の収入が激減し、自分のアルバイト収入も減りました。今後の学費が払えません。

A 日本学生支援機構は、新型コロナウイルス感染症などの影響で家計が急変した場合に、年度の途中であっても、随時、奨学金の申請を受け付けています。

住民税非課税世帯やそれに準ずる状況まで収入が落ち込んだ場合には、2020年4月から始まった「高等教育修学支援新制度」(以下、「新制度」)の利用を検討しましょう。この制度の支援の内容として、授業料等減免・給付型奨学金を得られます。なお、新制度の申請の際には、新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変であることを示す公的支援の証明書か、収入の減少前後の給与明細などの提出が求められています。

新制度の対象からは外れてしまう場合にも、家計が急変した場合には、貸与型奨学金の申請も随時受け付けています。貸与型奨学金には、無利子の「緊急採用」と有利子の「応急採用」があります。

◎文部科学省の案内

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

◎日本学生支援機構の案内

https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html

◎家計急変を理由に新制度を申請する際の証明書類に関するQ&A

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/syoumeisyo_qanda.pdf

◎奨学金問題対策全国会議

<http://syogakukin.zenkokukaigi.net/>

奨学金の返済や各種の救済措置の適用に精通している弁護士に無料で相談できます。

1-4

Q 家族がコロナに感染しました。学校が再開しても、いじめられてしまうのではないかと心配です。

A いじめは、子どもの人権を傷つけるもので、あってはいけないことです。

今、すべての学校が、いじめ防止対策推進法に基づいて、「いじめ防止基本方針」を学校ごとに定めて、学校内にいじめ防止のための対策組織を作ることが義務付けられており、いじめを早く見つけて、解消することに努めています。

他方、いじめをしてしまう子どもたちがおかれている不安やストレスなどの環境にも目を向ける必要があります。大規模災害を経験した子どもに、遊びの中で災害を再演することがよくみられたそうです（例えば、津波ごっこ、地震ごっこなど）。人をコロナウイルスに見立てての再演はいじめにつながるものですが、子どもたちに心理的負担がかかってきた結果として、いじめ行動につながっている可能性があるのです。

いじめの問題では、いじめをしてしまう子どもたちの背景にも慎重に目を向ける必要がありますが、特にコロナ禍においては、すべての子どもたちが恐怖や不安、孤立感などを強いられています。被害と加害を区別した一方的な指導ではなく、すべての子どもたちに感染への怖い気持ちを共感し、不安を解消するような気づかいが求められているのではないのでしょうか。

2 子どもの安心・安全（児童福祉分野）

2-1

Q コロナの影響でみんなが大変なときに、「家にいるのがつらい」「友達に会いたい」などを相談するのはわがままですか。

A 子どもたちは、コロナ禍の状況において、「みんな大変なときだから、今は我慢しなければいけない」との思いから、自分のつらい思いを相談すること自体を躊躇してしまうこともあります。

普段以上に、子どもの思い、気持ちに寄り添って話を聞くことが求められます。そして、つらい思いを相談することはわがままでも迷惑でもないこと、子どもがつらいことを相談してくれることで、大人も考えることができることを伝えられると良いと思います。

2-2

Q コロナのせいで親もストレスが溜まっていて、酷い言葉で叱られます。学校も図書館もやっていなくて、相談相手がいません。

A 話の内容から、虐待がひどいなど、緊急的な対応を要する場合には、警察や児童相談所に連絡することが考えられます（弁護士が代理人として活動する場合には、日弁連の委託援助事業に利用を検討してください。原則的に子どもの負担はなく、弁護士に一定の報酬が支払われます。）。また、東京弁護士会の子ども人権 110 番を介して子どもシェルター「カリヨン子どもの家」へつなぐことも考えられます（Q 2-4 で後述）。

そこまでに至らないと思われる場合には、各所の電話相談や SNS（LINE など）の相談を紹介することが考えられます。

特に、普段よりも保護者が家において、子どもも外出しづらい状況と思われるので、子どもが、家の中から電話で相談することが困難なことも多いと考えられます。そのような場合を想定して、SNS での相談についても積極的に情報提供すべきと考えます（スマートフォン、タブレットなどの有無も考慮する必要があります。）。

◎東京弁護士会の子どもの人権 110 番

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

◎第二東京弁護士会有志による「LINE 相談」

https://niben.jp/news/news_pdf/bf9d00013c8c3aa41b22f82661b27e7dae286c7e.pdf

こちらでも普段から子どもたちに関する相談に乗っている弁護士が相談に乗っています。

◎チャイルドライン TEL 0120-99-7777

<https://childline.or.jp/>

*毎日 午後4時から午後9時

◎東京都児童相談センターの運営する「4152（よいこに）電話相談」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/mobile/jidosodan/telyoiko.html>

TEL 03-3366-4152

◎いのちの電話（一般社団法人 日本いのちの電話連盟）

<https://www.inochinodenwa.org/>

TEL 0120-783-556

毎月10日午前8時から翌日午前8時まで

IP電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは、03-6634-7830（通話料有料）。

◎東京都の児童虐待を防止するためのLINE相談

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/linesoudan.html>

「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

◎全国トラブルシューター弁護士ネットワーク（トラ弁ネット）

<https://toraben.net/>

緊急無料ライン相談（対象：知的障害者・発達障害者 診断の有無を問わず）

◎一般社団法人 若草プロジェクト 【女性】

<https://wakakusa.jp.net/sodan/>

LINE・メール相談（対象）10代、20代の少女・女性

◎特定非営利活動法人BONDプロジェクト 【女性】

<http://bondproject.jp/>

10代20代の生きづらさを抱える女の子のための支援

LINE相談 対象：10代20代女性 毎週月・水・木・金・土曜日

【第1部】14:00～18:00（相談受付 17:30まで）

【第2部】18:30～22:30（相談受付 22:00まで）

◎認定 NPO 法人カタリバ

<https://katariba.online/kikkake>

コロナ禍でより一層お困りの生活困窮世帯のお子さんを支援すべく、小学生～高校生の子どもたちに『パソコンと Wi-Fi の無償貸与』と『オンラインの学習や居場所支援』を実施しております。詳細・申し込みについては HP よりお願いいたします。

◎10代のための相談窓口まとめサイト「Mex」（ミークス）

<https://me-x.jp/>

Mex（ミークス）は、家族や友達・からだ・勉強など人には言えない「困ったかも」を手助けする 10代のための Web サイトです

2-3

Q 以前から、親からの虐待に悩んでいました。その親が在宅勤務になり、学校も休みで、もう耐えられません。安全に保護してくれる場所がありますか。

A 児童虐待に関する相談は、お住まいの市区町村の子ども家庭支援センター、または、児童相談所で相談ができます。児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」へかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

緊急に親元から避難させる必要があると認められた場合などには、「一時保護所」という公的な施設で、その後の居場所が見つかるまで生活する場合があります。「一時保護所」以外にも、民間の子どもシェルターなどが、児童相談所から一時保護を委託され、子どもたちを受け入れる場合があります。

一時保護を終えた後は、「自立援助ホーム」などで、親元を離れながら、さらに長期的に自立に向けた支援を受けることもできます。

【詳しくは、こちら】

◎東京都内の児童相談所・児童相談センターの連絡先

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/list.html>

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」にかければ、管轄の児童相談所につながります。

◎都内の子供家庭支援センターの一覧

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/ouen_navi/center.html

2-4

Q 「子どもシェルター」とは、どのような場所ですか？入るためには、どうしたらよいのですか？

A 虐待などを受けて居場所をなくした子どもたちが、一時的に避難できる場所です。東京では、社会福祉法人カリヨン子どもセンターが運営する「カリヨン子どもの家」があり、利用した場合、子ども1人に対し、1人の弁護士が「子ども担当弁護士（通称コタン）」として支援に当たります。ただ、それぞれの施設には定員があり、また、利用にあたって守ってほしいルールもあります。都内で利用を検討したい方は、まず、東京弁護士会子どもの人権110番にお電話ください。

◎社会福祉法人カリヨン子どもセンター

<http://carillon-cc.or.jp/>

◎東京弁護士会の子どもの人権110番（利用の窓口）

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

2-5

Q 「自立援助ホーム」とは、どのような場所ですか？入るためには、どうしたらよいのですか？

A 「自立援助ホーム」とは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳までの人たちに、大きなお金の負担なく、食事や居場所を提供して、社会の中で自立できるまでの暮らしを支える施設です。

まずは児童相談所に入居の相談をして、自立援助ホームを探してもらいましょう。入居についてホームが受け入れを承認したら、児童相談所長の委託措置を受けて入居が決定します。

◎全国自立援助ホーム協議会

<http://zenjienkyou.jp/>

3 子どもと暮らし・お金（日々の生活）

3-1

Q 飲食店でバイトしていましたが、仕事がなくなりました。私は親元を出て、親には頼れません。家賃も払えません。今後、どのように生活をしたらよいのでしょうか。

A 「家賃が支払えない」との相談を受けた場合は、相談者は、生活の拠点を奪われることへの焦りから、不合理な行動に出る可能性があります（家を飛び出してホームレス状態になってしまう、ヤミ金や給与ファクタリングなどの悪質な業者から借入れてしまうなど）。社会経験の乏しい子どもからの相談の場合はなおさら注意が必要です。

賃貸借契約においては、信頼関係破壊の法理により、家賃を滞納しても直ちに「立ち退き」を強制されるものではないことを説明して安心してもらい、家を飛び出してしまわないようアドバイすることが考えられます。

また、以下の緊急的な貸付けや家賃補助などの制度があり、最終的には、十分な収入が得られるまで生活保護を受給することも考えられるので、状況に応じて相談し、対応していけば良いことを伝えることが望ましいと言えます。

◎住居確保給付金（生活困窮者自立支援法3条3項） ～家賃補助～

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626236.pdf>

【内容】

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている者に対して、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主に支給する。

【窓口】

各自治体の生活困窮者の生活相談窓口（名称は自治体によって様々）

【要件】

- ①当該個人の事情によらない収入減（離職、勤務日数の減少など）
- ②世帯の生計を主として維持していたこと（独立して生活している子ども）。税金、社会保険の被扶養者になっていないなど
- ③誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（パート、バイトでも可）
- ④申請者世帯収入の合計が一定額以下であること（地域差あり。住民税非課税程度が目安）
- ⑤申請者世帯の預貯金現金の合計が一定額（約100万円）以下
- ⑥求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との調整（同給付金を受給したことがある場合は同じ事由では受給できないなど）

【備考】

本来は学生の利用を想定していない制度ですが、要件が緩和されており、「学生」も上記の要件を充たせば受給が可能です。子どもの場合、上記②の要件を充たすか問題にな

るケースが多いと思われます。

◎緊急小口資金貸付（社会福祉法2条2項7号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626608.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf>

【内容】

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を受けられる（主に「休業」による収入減の場合。）。

10万円（原則）。

20万円（世帯にコロナ感染者がいる、4人以上世帯、個人事業主等）

無利子。保証人不要。1年間据え置き。

返済開始時になお、収入減少状態（非課税など）であれば返済免除

【窓口】

市町村社会福祉協議会、労働金庫

【要件】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります）。

【備考】

返済免除の運用を拡大している状況ですので、生活費に困ったらまずはこの制度をご紹介頂いた方が良いでしょう。ただし、窓口になっている各区の社協での相談が相当混み合っているとのこと。電話で相談予約すると数日後になるようなので、まずは、窓口に行ってみた方が良いでしょう（区によるかもしれませんが）。

なお、4月30日から労働金庫での申請を受け付けたので、混雑が解消される可能性もあります。

◎総合支援資金貸付（社会福祉法2条2項7号）

【内容】

新型コロナウイルスの影響を受け、日常生活の維持が困難となっている世帯（主に失業した方）について無利子で、以下の「総合支援資金（生活支援費）」を借りることができる。

単身：月15万円以内

2人以上世帯：月20万円以内

【期間】

1か月ごとの分割交付で原則3か月以内。最大12か月まで延長可

【据置期間】

1年以内

【償還期限】

10年以内。但し、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還免除

【窓口】

市町村社会福祉協議会

【備考】

緊急小口資金と総合支援資金の両方を利用することはできません。

まず、緊急小口資金を利用し、その後、要件を満たせば、総合支援資金を借りることができるというイメージです。

◎税金、社会保険料（年金、健康保険料等）、光熱費、電話料金等

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

減免制度、支払い猶予（の要請）などがされています。状況に応じてご確認ください。

◎生活保護（生活保護法）

他施策での生活立て直しが困難な場合は、生活保護の申請により、生活の立て直しを図ることになります。

本来、生活保護を開始すべきケースでも、未成年者（または20代の若者）が、1人で申請に行くと、スムーズに受けられないこともあるため、日弁連の委託援助業務を利用するなどして弁護士が同行援助することが実効的です。

例えば、あなた（子どもでも大人でも可能です。）が区役所に生活保護の申請をしたところ、「適法な理由に基づかずに申請を拒絶された」場合には、日弁連委託援助業務の利用が可能となっています。

なお、定まった住居を有しない人が申請した場合、区の窓口では、無料低額宿泊所等（集団生活）への入所を勧めて来ることが多いですが、交渉によって、アパートでの生活保護の受給が可能になることも多くあります。

◎生活保護問題対策全国会議

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>

生活保護問題対策全国会議のWEBサイトに詳細なQ&Aが掲載されています。

（例）

Q 一時的に親戚・知人宅に居候しているのですが、私だけが生活保護を利用できますか？ →YES

Q 生命保険は解約しなくてはならないのですか？ →必ずしも解約の必要なし

Q 失業や自宅待機による減収で生活保護を利用する場合、自動車は処分しなければ

ばなりませんか？ →必ずしも処分の必要なし

3-2

Q 居酒屋でアルバイトをしています。店長から「緊急事態宣言が出たので、アルバイトは全員、しばらく休んで。お店のせいじゃないから、給料は支払いません」と言われました。この状況では、別のアルバイトも見つけれないし、とても困っています。

A 雇用主の都合で雇っている人を休ませる場合には、労働基準法26条により、平均賃金の6割以上の休業手当を支払う義務があります。この雇用主の義務は、緊急事態宣言が出たというだけでは免れられない、と考えられています。

雇用主のための制度として、休業させた従業員に対して雇用主が休業手当を支払った場合には、1人1日あたり上限1万5千円の「雇用調整助成金」が支払われます(2020年7月31日時点)。この制度では、対象となる従業員の範囲がパート・アルバイトにも拡大されていますので、店長がこの制度を活用してくれれば、休業手当の支払いも可能になると思われます。諦めずに、再度、こうした制度の利用も含めて、店長と話し合いをすることをお勧めします。1人では難しい場合には、弁護士会・弁護団・国の相談窓口等に相談することを検討してください。

◎厚生労働省・総合労働相談コーナー

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

◎日本労働弁護団ホットライン

<http://roudou-bengodan.org/>

03-3251-5363

月・火・木：15時～18時 土：13時～16時

3-3

Q コロナの影響で収入が激減し、食費を減らして生活しています。学校の休業が続き、給食もないので、子どもに栄養のある食事を作ってあげることも出来ず、悩んでいます。

A 全国各地の子ども食堂では、無料または低価格で栄養のある食事を子どもやその親に提供しています。コロナの影響で活動中止もしくは活動縮小に追い込まれている子ども食堂も多い一方で、フードパントリー(食材・弁当配布)や宅食(その配達)によって代替的な活動をしている子ども食堂もあります。

厚生労働省においても、子ども食堂における食事の提供に関して、「衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に

食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能」であることを示していることから、今後、多様な子ども食堂の活動が期待されています。遠慮や我慢をせず、お住まいの地域の子ども食堂にお問い合わせください（社会福祉協議会が地域にある子ども食堂の活動をまとめて把握している場合もありますので聞いてみてもいいかもしれません。）。

→詳しくは、こちら

◎厚生労働省

「子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）」令和2年5月8日

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000628587.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和2年3月13日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000608229.pdf>

◎こども食堂ネットワーク（各エリアの子ども食堂一覧）

<http://kodomoshokudou-network.com/>

◎特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

<https://musubie.org/>

◎一般社団法人全国食支援活動協力会

<http://www.mow.jp/>